

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 23 日付鳥取県告示第 61 号）の内容

（告示の内容）

- （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字鑛谷 164 の 1
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字鑛谷 164 の 3
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字鑛谷 164 の 4
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字茗茄谷 169
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字大坪谷 170 の 1
入江 光男	〃
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字大煉利 170 の 3
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字大煉利 170 の 4
入江 光男	〃
中原 豊蔵	東伯郡三朝町大字鉛山字大煉利 170 の 7
中原 寿秋	東伯郡三朝町大字鉛山字大煉利 170 の 9
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷 144 の 1
中原 嘉陽	東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷 144 の 3
中原 信蔵	〃
入江喜代象	〃
入江 辰蔵	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷 155 の 1
中原 嘉陽	東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷 155 の 2
中原 信蔵	〃
入江喜代象	〃
入江 辰蔵	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字栃木鳴ル 170 の 2

入江 光男	〃
小椋 行一	東伯郡三朝町大字鉛山字栃木鳴ル 170 の 10
田栗 有喜	〃
吉田喜代蔵	東伯郡三朝町大字小河内字恩地谷奥 383 の 2
本田 せつ	〃
山本 藤吉	東伯郡三朝町大字小河内字丸山向 436 の 2
本田 せつ	東伯郡三朝町大字小河内字合鉢 449 の 18
〃	東伯郡三朝町大字小河内字合鉢 449 の 22
〃	東伯郡三朝町大字小河内字合鉢 449 の 26
村下 暁子	東伯郡三朝町大字小河内字合鉢 451 の 1
小椋 行一	東伯郡三朝町大字柿谷字檜谷平 78 の 3
田栗 有喜	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字柿谷字檜谷平 79
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字檜谷平 83
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字檜谷平 84 の 1
小椋 貢	東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷 251 の 2
廣田 敬治	東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷 254 の 5
小椋 貢	東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷 254 の 12
小椋 政常	東伯郡三朝町大字柿谷字池ノ谷平 329 の 16
小椋 美定	東伯郡三朝町大字柿谷字池ノ谷平 332 の 2
小椋 行一	東伯郡三朝町大字柿谷字池ノ谷平 335 の 17
小椋 美定	東伯郡三朝町大字柿谷字池ノ谷平 335 の 18
小椋 司	東伯郡三朝町大字柿谷字古道 445
田栗 柰蔵	東伯郡三朝町大字柿谷字古道 446
酒井 徹次	東伯郡三朝町大字柿谷字古道 453
谷本 友造	〃
横木 勝	東伯郡三朝町大字柿谷字狼谷 595 の 1
酒井 徹次	〃
谷本 友造	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字柿谷字狼谷 596 の 1
酒井 徹次	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1485 の 1
谷本 友造	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1487 の 2

酒井 徹次	〃
谷本 友造	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1487 の 3
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1487 の 4
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1488 の 47
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1488 の 48
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1488 の 49
小椋 康紘	東伯郡三朝町大字福吉字吉田小屋 16 の 7
本田 清子	東伯郡三朝町大字福吉字西吉田小屋 21
小椋 康紘	東伯郡三朝町大字福吉字下モ畑 75
〃	東伯郡三朝町大字福吉字小坂本 81 の 14
〃	東伯郡三朝町大字福吉字小坂本 87
〃	東伯郡三朝町大字福吉字向山 147
〃	東伯郡三朝町大字福吉字向山 151 の 3
〃	東伯郡三朝町大字福吉字鑪子谷 152
〃	東伯郡三朝町大字福吉字足立本谷 322 の 6
小椋 教弘	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 345 の 6
〃	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 345 の 8
小椋亥三男	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 1
〃	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 3
小椋 康紘	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 4
小椋亥三男	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 6
〃	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 7
〃	東伯郡三朝町大字福吉字釜屋敷奥 442 の 1
小椋 浅蔵	東伯郡三朝町大字福吉字釜屋敷奥 443 の 3
根鈴 久昭	東伯郡三朝町大字福吉字瀨助谷 453 の 1
山田 正雄	東伯郡三朝町大字福吉字瀨助谷 453 の 2
小椋 一郎	東伯郡三朝町大字福吉字瀨助谷 459 の 1
小椋 泰紘	東伯郡三朝町大字福吉字瀨助谷 462 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課